

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 福 崎 町

1.全職員に係る情報

職員区分	男女の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.1 %
全職員	62.1 %

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている

(1)役職段階別

職員区分	男女の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	95. %
本庁課長補佐相当職	97.7 %
本庁係長相当職	98.2 %

(2)勤続年数別

職員区分	男女の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.6 %
31～35年	93.8 %
26～30年	99.2 %
21～25年	91.8 %
16～20年	80.7 %
11～15年	67.4 %
6～10年	79.3 %
1～5年	93.4 %

【説明欄】

- ・部分休業、育児短時間勤務等の職員を含む。
- ・全職員に係る情報中の、「全職員」の男女の差異は、任期の定めのない職員である女性職員(会計年度任用職員等)の人数が、全職員の約56%を占めていることによる。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当する職員がいないため「—」と記載する。

* 勤続年は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。